

こんな消費者トラブルにご用心！

九州経済産業局には、以下のような相談が寄せられています。
悪質な事業者に勧誘された・契約してしまった場合など、お気軽に相談ください。

通信販売

スマートフォンのニュースサイトに掲載された健康食品の広告を見て、初回お試し価格で「**定期縛りなし**」とあったので購入した。
後日、商品が届き**納品書を確認したところ、次回お届け予定日が書かれており、その時初めて定期購入だと分かった**。1回限りの購入のつもりで、次も届くとは思っていなかった。解約したい。



訪問販売

トイレの水が流れっぱなしであることに気付き、ポストに投函されていた「**トイレの詰まり ¥2,000～**」と書かれたマグネット広告を見て電話をした。

到着した事業者からは、**5万円と言われたが、焦っていたのでお願いした。後からやっぱり高いと思ったので、返金してもらいたい**。



電話勧誘販売

SNSで副業の広告を見つけて関心を持ち、SNSで事業者を友だち登録した。後日、事業者から、**ビデオ通話で詳しい説明をする**と連絡があり、ビデオ通話で有料講座の受講を勧誘された。

よく考える時間も無く、言われるがままに3カ月間で約12万円の契約を承諾してしまった。すぐに契約を後悔し解約したいがどうしたらよいか。



消費者の皆様の相談を受け付けております。
お気軽にご相談ください。

☎ **092-482-5458**

※あっせん・仲介は行っておりません。



経済産業省
九州経済産業局

Kyushu Bureau of Economy, Trade and Industry